

SHALO AUTH 使用許諾契約書

SHALO AUTH 使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます）は、株式会社アクセル（以下、「弊社」といいます）が提供するセキュリティトークン「SHALO AUTH」に関する使用条件を定めたユーザーと弊社との間の契約です。ユーザーは、本契約をよくご確認のうえ、SHALO をご使用ください。なお、ユーザーは、SHALO を使用することにより、本契約に合意したものとみなされます。また、ユーザーが法人その他の団体（以下、「法人等」といいます）である場合、本契約への同意は法人等における契約締結権限を有する者が同意したものとみなされます。

第1条 定義

- 「SHALO」とは、ユーザー認証を担う弊社のセキュリティトークン「SHALO AUTH」をいいます。
- 「SHALO ソフト」とは、SHALO を構成する各種ソフトウェアをいい、SHALO 本体とは別にサポートページを介して提供される付属ソフトウェアを含みます。なお、SHALO ソフトには、ユーザーマニュアルおよびその他関連資料が含まれるものとします。
- 「外部サービス」とは、SHALO によるユーザー認証が可能な各種サービス等（Web サービス、サーバー、アプリケーション等）をいいます。

第2条 使用許諾

- 弊社は、ユーザーに対して、本契約に基づく SHALO ソフトの非独占的、再使用許諾不能かつ譲渡不能な使用を許諾し、ユーザーはこれを受諾するものとします。

第3条 使用目的

- ユーザーによる SHALO ソフトの使用目的は、弊社のユーザーマニュアルに記載された用途および目的に限定されます。

第4条 禁止事項

- ユーザーは、本契約またはユーザーマニュアルにおいて明確に定めがない限り、SHALO ソフトについて、次の行為が禁止されるものとします。
 - 使用目的に必要な範囲を超える SHALO ソフトの複製行為。
 - SHALO ソフトを翻案、改変または修正すること。
 - SHALO ソフトに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは

逆アセンブルなどのソースコード解析作業をすること。

- ④ SHALO 本体から SHALO ソフト（ファームウェア）を抽出すること。
- ⑤ SHALO ソフトを、第三者に譲渡、開示、販売、使用許諾、貸与、リース、再配布または担保等に供すること。
- ⑥ SHALO ソフトを法令等違反（違法薬物、児童ポルノ等）、公序良俗違反（誹謗、中傷、差別等）または第三者権利の侵害に関連して使用すること。
- ⑦ SHALO ソフトを原子力施設、航空機制御、輸送機器運行制御、通信システム、航空管制システム、生命維持装置等の SHALO の不具合により人命または環境に大きな影響を及ぼす用途への使用。
- ⑧ SHALO ソフトを、本契約と相反する使用条件が適用されるソフトウェアと組合わせて使用すること。
- ⑨ その他、弊社が本ソフトの使用として相応しくないと判断する使用形態。

第5条 権利帰属

1. SHALO ソフトに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他一切の知的財産権（これらを受ける権利を含むものとし、以下総称して「知的財産権」といいます）は、本契約に基づきユーザーまたは第三者に譲渡されることはなく、知的財産権は弊社または弊社に使用許諾を与える第三者に留保されるものとします。

第6条 ユーザーによる管理

1. ユーザーは、外部サービスのアカウント情報等について、自らの責任で管理、運用するものとします。ユーザーが、アカウント情報等を漏洩または紛失させたことによる不利益や損害等について、弊社は一切の責任を負わないものとします。
2. ユーザーは、SHALO を用いる機器に格納されているデータやソフトウェア等の管理について、ユーザー単独で責任を負うものとします。

第7条 サポート

1. 弊社は、別途ユーザーと弊社の間で合意が無い限り、サポート対応の提供義務を負わないものとします。

第8条 保証内容

1. SHALO ソフトは現状で提供されるものであり、弊社はその商品性、特定目的への適合性、バグがないこと、脆弱性がないことおよび第三者の知的財産権を侵害していないこと等について、明示的にも黙示的にもまたは法律の規定にかかわらず、保証しないものとします。

第9条 免責事項

1. 弊社は、SHALO および SHALO ソフトに起因して発生した損害、損失等（直接損害・間接損害・積極損害・消極損害など一切の損害・損失を含みます。）に関して、ユーザーおよび顧客に対し、請求原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとしします。
2. 前項に定める損害、損失等について、弊社に故意、重過失が認められる場合およびユーザーが消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合は、前項の限りではないものとしします。

第10条 有効期間

1. 本契約は、ユーザーが SHALO の使用を開始した日から本契約が解約または解除されるまで、有効に存続するものとしします。
2. ユーザーが本契約に違反した場合、弊社からの当該違反に関する通知を受領後、弊社が指定する期間内に当該違反を是正しないときは、弊社は本契約の全部または一部を解除または解約することができます。なお、本項による規約終了は、弊社のお客様に対する損害賠償の請求を妨げないものとしします。
3. 本契約が終了した場合でも、第4条ないし第6条、第8条、第9条、第11条および第13条は、なお有効に存続するものとしします

第11条 輸出規制

1. ユーザーは、SHALO を輸出する場合には、「外国為替及び外国貿易法」その他輸出関連法令の規制対象となるものである可能性を認識し、規制対象製品および規制対象製品を組込んだ製品等の直接輸出または間接輸出を行う場合には、自己の責任において、当該輸出規制法令を遵守して製品の輸出を行うものとしします。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様としします。

第12条 反社会的勢力の排除

1. 弊社およびユーザーは、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員でなくなつてから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力等」という。）であること
 - ② 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者またはその役員のいずれかが、反社会的勢力等であること、または反社会的勢力等への資金提供を行う等密

接な交際のあること

- ③ 自らまたは第三者を使用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力等である旨を伝え、または自らの関係者が反社会的勢力等である旨を伝えること
 - ④ 自らまたは第三者を使用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いること
 - ⑤ 自らまたは第三者を使用して、風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の名誉や信用等を毀損し、または相手方の業務を妨害すること
 - ⑥ 反社会的勢力等に自己の名義を使用させ、本契約を締結すること
2. 弊社およびユーザーは、相手方が前項各号のいずれかに該当した場合、あらかじめ何らの通知催告をなしに、直ちに本契約を解除または解約することができるものとします。
 3. 弊社およびユーザーが前項の規定により本契約を解除または解約した場合、相手方に損害が生じても、これを一切賠償・補償等しないものとします。

第13条 その他

1. ユーザーは、本契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。
2. 本契約の一部が法律等により無効または執行不能と判断された場合、当該箇所のみが無効となり、本契約の残りは有効に存続し続けるものとします。また、無効と判断された条項は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。
3. ユーザーは、本契約違反によって、弊社に回復不能な損害が発生する可能性があることを認め、弊社による差止請求の対象となり得ることを確認します。
4. 本契約は日本法に準拠するものとします。
5. SHALO および本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を一番の排他的専属的合意管轄裁判所とします。

【改定履歴】

第1版：2022/6/6